

粕屋南部消防組合特定事業主行動計画について

平成 27 年 9 月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が制定されたことを受け、平成 28 年度に女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」を策定し、女性だけでなく全ての職員が、それぞれ多様な生き方に応じた働き方を実現でき、仕事と家庭生活の両立を可能とする職場づくりに取り組んでいます。

◎次世代育成支援・女性活躍（令和 8 年度～令和 12 年度）

- ・女性活躍推進法第 19 条第 5 項に基づく特定事業主行動計画の公表

『粕屋南部消防組合特定事業主行動計画』

◎粕屋南部消防組合特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況 （女性活躍推進法第 19 条第 6 項）

女性の職業選択に資する情報公表
（女性活躍推進法第 21 条）

- ・令和 7 年度までの粕屋南部消防組合特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況及び女性の職業選択に資する情報を公表いたします。

『特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況及び女性の職業選択に資する情報』

『女性の職業選択に資する情報（職員の男女の給与の額の差異等）』